



業務職給料表の号給の切替えについて

- 1 趣旨

平成19年度の業務職給料表の引下げに伴い現給保障となった職員については、勤務成績について優れた評価を受けても、昇任・昇格をしても、その者の給料月額が現給保障額に達しない場合は現給保障が継続し、事実上の昇給効果が得られない状況にある。そこで、業務職給料表の号給を現給保障額と同じ額の号給（同じ額がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）に切り替えることにより、昇格や昇給による効果を給与処遇に反映させることを可能にすることで、職員の士気の維持・向上を図る。
- 2 内容

切替日の前日に受けていた業務職給料表の号給を、切替日の前日に受けていた現給保障額と同じ額の号給（同じ額がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）に切り替える。ただし、現給保障額が切替えを行なう職務の級の最高号給を超える場合については、当該職務の級の最高号給に切り替えることとする。なお、号給の切替えに際しては、業務職給料表の引下げ以降の昇格や昇給の経過等を考慮し、必要な調整を行うものとする。
- 3 現給保障

切替日における給料月額が切替日の前日に受けていた現給保障額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が現給保障額に達するまでの間、現給を保障する。
- 4 昇給調整措置

切替えを行なった職員については、切替前号給と切替後号給の差の号数を切替調整号数として措置し、切替日以降の昇給日において昇給号数から減じることとする。ただし、毎年の昇給日における調整は4号（年齢による昇給抑制を受ける者は1号）を限度とし、残りの号数については次期昇給日以降において調整を行うこととする。
- 5 切替日

平成22年4月1日

業務職給料表の改定について

- 1 改定方針

行政職給料表（一）における公民較差の解消及び地域手当の支給割合の変更による引下げにあわせて、現在の業務職給料表（平成21年1月1日適用）の給料月額を、行政職給料表（一）の引下げと同率程度引き下げる。ただし、行政職給料表（一）と同様、初任給付近等の号給については、引下げを緩和する。また、保障額表（平成21年1月1日適用）についても、行政職給料表（一）の引下げにあわせて、保障額を、一律に同率程度引き下げる。
- 2 業務職給料表

別紙1のとおり
- 3 保障額表

別紙2のとおり
- 4 適用日

平成22年1月1日

期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の改正について

1 平成21年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（再任用職員以外の職員）

	6月 (特例措置)	12月	3月	計
期末手当	1.20月	1.40月	0.15月	2.75月
勤勉手当	0.70月	0.70月	—	1.40月
計	1.90月	2.10月	0.15月	4.15月

(2) 一般職員（再任用職員）

	6月 (特例措置)	12月	3月	計
期末手当	0.65月	0.80月	0.05月	1.50月
勤勉手当	0.325月	0.375月	—	0.70月
計	0.975月	1.175月	0.05月	2.20月

2 平成22年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.20月	1.30月	0.25月	2.75月
勤勉手当	0.70月	0.70月	—	1.40月
計	1.90月	2.00月	0.25月	4.15月

(2) 一般職員（再任用職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.65月	1.75月	0.10月	1.50月
勤勉手当	0.35月	0.35月	—	0.70月
計	1.00月	1.10月	0.10月	2.20月

